
いすゞグループ
サプライヤーサステナビリティ
ガイドライン

いすゞ自動車株式会社

2024年4月

目次

1. はじめに	1
2. ISUZU ID	3
3. いすゞグループ人権方針	5
4. 購買基本理念・購買基本方針	7
5. いすゞグループ責任ある鉱物調達方針	8
6. 本ガイドラインの運用	9
7. サプライヤーサステナビリティガイドラインの分野別要請項目	11
1) 法令遵守・企業倫理	11
(1) 法令遵守および国際規範の尊重	11
(2) 競争法の遵守	11
(3) 腐敗防止	11
(4) 個人情報・秘密情報の管理・保護	11
(5) 輸出入取引管理	11
(6) 責任ある鉱物・原材料調達	11
(7) 知的財産の保護・尊重	12
(8) 偽造部品の排除	12
(9) 利益相反への適切な対応	12
(10) 通報・相談窓口の整備	12
2) 人権と労働者の権利	13
(1) 国際人権規範の尊重	13
(2) 差別の禁止	13
(3) ハラスメントの禁止	13
(4) 児童労働の禁止	13
(5) 強制労働の禁止	13
(6) 責任ある採用	13
(7) 賃金および福利厚生	13
(8) 長時間労働の禁止	14
(9) 従業員との対話・協議	14
(10) 多様性・公平性・包括性	14
3) 労働安全衛生	15
(1) 安全・健康な労働環境	15
(2) 労働災害および疾病	15
(3) 緊急時への備え	15
(4) 産業衛生	15

(5)	身体に負荷のかかる作業	15
(6)	機械の安全対策	15
(7)	安全衛生のコミュニケーション	15
(8)	衛生設備、食事および住居	15
4)	環境	16
(1)	環境法令の遵守	16
(2)	環境マネジメントシステムの構築	16
(3)	温室効果ガスの排出削減	16
(4)	大気への排出	16
(5)	適切な水管理	16
(6)	資源の効率的・循環的利用	16
(7)	化学物質管理	17
(8)	生物多様性の保全	17
5)	安全・品質	17
(1)	消費者・顧客ニーズに応える製品・サービスの提供	17
(2)	製品・サービスに関する適切な情報の提供	17
(3)	製品・サービスの安全確保	17
(4)	製品・サービスの品質確保	17
6)	事業継続計画（BCP）	17
(1)	事業継続計画（BCP）の策定と準備	17
7)	情報開示	18
(1)	ステークホルダーへの情報の開示	18
8)	社会貢献	18
(1)	地域社会との調和	18
8.	本ガイドラインに関するお問い合わせ先	19
9.	改訂履歴	19
	付属書 いすゞ関連方針類・参考資料	20

1. はじめに

いすゞグループは、ISUZU ID を経営理念体系として掲げ、商用モビリティソリューションカンパニーへの変革を目指し、事業活動を通じた社会課題の解決を行うことで、地球上のすべてのモノ・ヒトの「運ぶ」を創造するとともに、カーボンニュートラルへの対応や進化する物流への貢献など、新たな「運ぶ」の価値を提供し、持続可能な社会の実現を目指しています。

世の中が大きく変化し続けている中、SDGs のターゲット・イヤーである 2030 年まで 10 年を切り、ステークホルダーの皆さまからのサステナビリティに対する取り組み要請や期待が高まっています。気候変動への対応は人類共通の課題となり、世界中でカーボンニュートラルに向けた取り組みが加速しています。また、サプライチェーンのグローバル化に伴い、社会インフラとしての物流の重要性が再認識されるとともに、コネクテッドや自動運転の実用化など、物流の進化がますます期待されています。

当社グループは、このような外部環境の変化に対応し、ステークホルダーからの期待に応えるために、「安心・安全・効率的に人・物を運べる社会の実現」や「地球環境と経済発展の両立」など事業活動を通して実現したい「社会への提供価値」と、「従業員の尊重と多様性」「適正なガバナンス」などの「価値創造を支える基盤」からなる、8 つの重要課題を設定し、事業活動を通じたサステナビリティの取り組みを推進しています。

いすゞの重要課題

社会への提供価値	安心・安全・効率的に人・物を運べる社会の実現
	地球規模と経済発展の両立 新興国の暮らしと経済の充実
重要課題	災害時・有事における生活環境維持
価値創造を支える基盤	技術の向上と信頼できる製品・サービスの提供
	従業員の尊重と多様性
	地域・ステークホルダーとの共存・共栄 適正なガバナンス

さらに、環境に関して当社は 2020 年に「[いすゞ環境長期ビジョン 2050](#)」を掲げ、2050 年の社会が豊かで持続可能な社会であるために、地球環境への負荷を最小限にする挑戦し続けることを約束しています。

しかしながら、事業活動とサステナビリティの推進は当社グループのみで完結できるものではありません。製品やサービスを提供くださるお取引先の皆さまに私たちの考え方をご理解いただき、協力しながら、サプライチェーン全体で取り組んでいくことが不可欠です。例えば、いすゞ環境長期ビジョン 2050 では、当社製品のライフサイクル全体で温室効果ガス（GHG）ゼロを目指すことに挑戦しています。サプライチェーン全体で GHG 排出ゼロを達成するために、お取引先の皆さまには自社の GHG 排出量を把握し、目標設定と計画立案を行い継続的な取り組み・改善をお願いするとともに、当社グループとの情報共有を通じて、共に地球環境への負荷を最小限にする取り組みを推進していただく必要があります。

私たちは、2014 年より「サプライヤー-CSR ガイドライン」に基づき、お取引先様と一体となった社会的に責任のある調達活動を行ってまいりましたが、世の中やステークホルダーからの期待の変化を踏まえ、2022 年 12 月にお取引先の皆さまに遵守いただきたい社会・環境に関わる事項を整理した「いすゞサプライヤー-サステナビリティガイドライン」（以下、本ガイドライン）へと改訂いたしました。本ガイドラインに基づき、

事業活動を推進することは、サプライチェーンの人権・労働・環境面のリスクを回避・低減するだけでなく、価値ある製品・サービスを安定的に提供するためのサプライチェーンを強化し、お取引先の皆さまと当社グループの相互繁栄の基盤になると考えています。

お取引先の皆さまにおかれましては、本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、当社グループと共に社会的に責任ある事業活動の推進に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

2024年4月

2. ISUZU ID



100年に1度の変革期において、環境変化は日増しに加速しており、事業は複雑性を増しています。いすゞは、こうした状況下でさまざまな社会課題を解決し、商用車業界をリードする存在になるべく挑戦したいと考えています。そのためには、いすゞグループ従業員一人ひとりが高い視座に立ち、同じ価値観を共有しながら、一丸となって社会課題の解決に取り組むことが必要と考え、2023年5月に、その指針となる新たな経営理念体系「ISUZU ID」を策定しました。

PURPOSE（使命）

地球の「運ぶ」を創造する

従来の企業理念の「『運ぶ』を支え」の枠を超え、お客様、そしてパートナーの皆さまと地球上のすべてのモノ・ヒトの「運ぶ」を主体的に創造するとともに、カーボンニュートラルへの対応や、進化する物流への貢献など、新たな「運ぶ」の価値を提供し、社会を豊かにしていきたい、という決意を表しています。

VISION（将来像）

「安心×斬新」で世界を進化させるイノベーションリーダー

あらゆる社会課題の解決に貢献していくために、従来大切にしてきた「安心」に、「斬新」を掛け合わせ、「イノベーションリーダー」を目指します。

MISSION（任務）

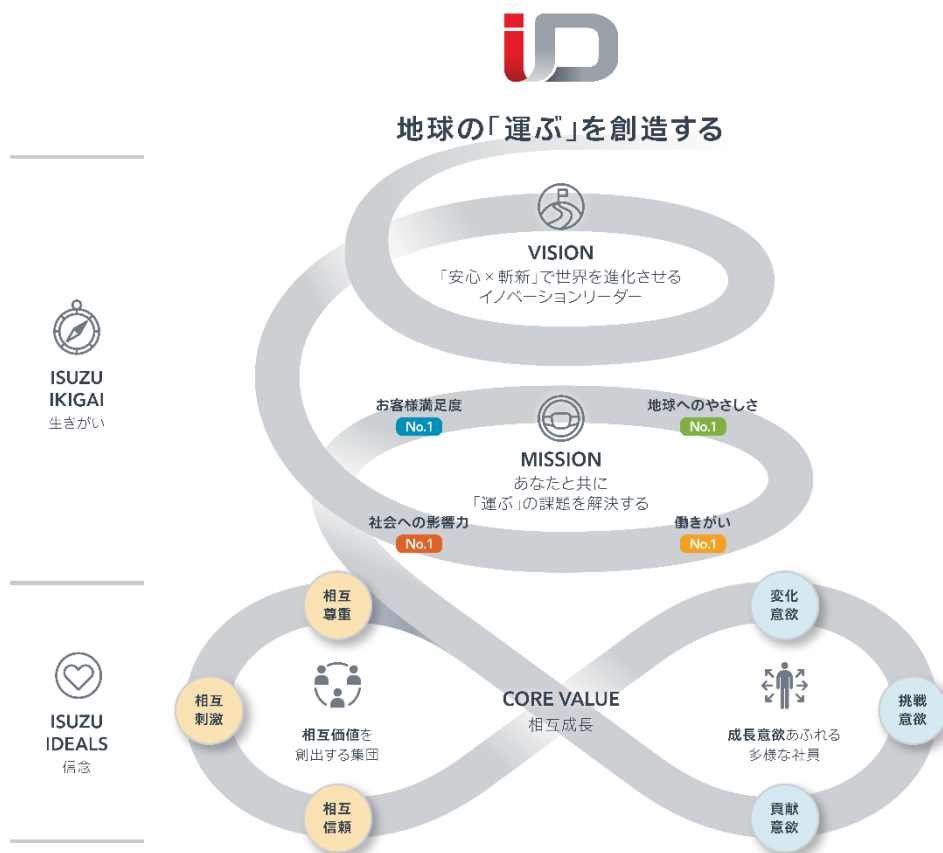
あなたと共に「運ぶ」の課題を解決する

すべての人々と共に社会を前進させるという意志を含め、4つの分野（お客様満足度・地球へのやさしさ・働きがい・社会への影響力）でNo.1を目指します。

CORE VALUE (コア・バリュー)

相互成長

イノベーションリーダーとして「運ぶ」の課題を解決するためには、いすゞグループ従業員が一丸となり、一つの方向を目指す必要があると考え、「相互成長」をコア・バリューに設定しました。一人ひとりが挑戦し、変化し、貢献する意欲を持ち、集団として相互に尊重し、信頼し、そして刺激し合うことにより、成長します。



3. いすゞグループ人権方針

私たちいすゞグループは、経営理念体系「ISUZU ID」で掲げる PURPOSE（使命）、VISION（将来像）、MISSION（任務）の実現に向けて、事業活動を通じて様々な社会課題の解決に取り組んでいます。

この活動の基本となるのは一人ひとりの人権尊重であると考えます。私たちは人権に関わる国際規範に基づき、人権を尊重する企業文化の醸成と事業活動全般に亘る人権尊重の取り組みを推進することで人権尊重の責任を果たしていきます。

「いすゞグループ人権方針（以下、「本方針」という。）」は、いすゞ自動車の取締役会にて決議されています。

（対象）

1. 本方針は、いすゞグループの業務に従事するすべての役員・従業員・派遣従業員（以下「役員・従業員」という。）に対して適用されます。
2. 私たちの取引先やビジネスパートナーに対しては、本方針を理解し、支持いただけるよう期待しています。

（国際規範・法令・グループ規範等の遵守）

1. 私たちは、人権を侵害しないこと、また、私たちの事業活動と関係する人権への負の影響 に対応することで、人権を尊重する責任を果たしていきます。
2. 私たちは、人権に関わる国際規範（「国際人権章典」、国際労働機関の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」など）を支持・尊重し、これらの規範に基づいた取り組みを積極的に実施していきます。
3. 私たちは、事業活動を行う国または地域においては、当該国または地域の法令を遵守します。人権に関わる国際規範と法規制の要求事項とが相反する場合には、法令を遵守しつつ、国際的に認められている人権を尊重する方法を追求します。

（人権推進体制と人権デュー・ディリジェンス）

1. 私たちは、事業活動において、人権の尊重を計画的かつ継続的に推進するための体制を整え、人権諸課題の解決に積極的に取り組みます。
2. 私たちは、人権への負の影響を把握、評価、防止、軽減し、その取り組みの効果を検証・改善するための一連の仕組み（人権デュー・ディリジェンス）を整備し、これを継続的に実施します。
3. 私たちは、人権への負の影響の予防措置 を講じるとともに、私たちの事業活動によって実際に負の影響 を引き起こし、或いは、助長したことが確認された場合は、適切な手続きを通じて、速やかに、その是正・救済に取り組みます。
4. 私たちは、グループの従業員が、人権に関する懸念事項について通報・相談できる各種窓口の整

備を進めていきます。ステークホルダーの皆様の人権への懸念を適時に把握し、対応していくため、実効的な通報や苦情処理の仕組みに取り組みます。

(教育)

私たちは、本方針に基づいた行動が、私たちの事業活動の全般に亘って実践されるよう、役員・従業員に対し適切な教育を継続的に行います。

(対話と協議・情報開示)

1. 私たちは、本方針の一連の取り組みについて、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用するとともに、関連するステークホルダーとの対話・協議を継続的に行っていきます。
2. 私たちは、人権尊重への取り組み内容と結果について、その情報を定期的に開示していきます。

2022年2月25日 制定

2023年12月22日 改定

いすゞ自動車株式会社

代表取締役 取締役社長 COO 南 真介

4. 購買基本理念・購買基本方針

1) 購買基本理念

私たちは、購買活動を通じて円滑な生産活動が達成されるよう、購入品の満足のゆく品質と納期と数量を保証すると共に、購買市場を通じて新技術の提供に協力し、会社の利益に貢献します。また、お取引先様との相互信頼に基づく双方向コミュニケーションを確立します。

2) 購買基本方針

- (1) 品質を第一に考え「お客様が満足する商品を創り出し提供する」体制の構築を目指します。
- (2) 品質・価格・納期に於いて満足のいく商品であれば、国内・海外を問わず「公平・公正」な競争のもと調達することを目指します。
- (3) お取引先様との共存共栄を目指した購買活動を展開し、会社の競争力強化に取り組みます。

5. いすゞグループ責任ある鉱物調達方針

いすゞグループは「地球の『運ぶ』を創造する」という使命の実現に向けて、グループ全体で人権、環境など社会課題を認識しながら、サステナビリティ活動を推進しています。持続可能なサプライチェーンの構築に向けては「サプライヤーサステナビリティガイドライン」を制定し、その中で「責任ある鉱物調達・原材料調達」への取組みを推進しています。この取組みをさらに強化することを目的として、「責任ある鉱物調達方針」を制定します。

紛争地域及び高リスク地域において採掘・輸送・取引される錫、タンタル、タングステン、金、コバルト等の鉱物は、児童労働や強制労働などの人権侵害、環境破壊、紛争を助長、そして加担することが懸念されています。いすゞグループは、調達活動を通じて社会へ負の影響を及ぼすことがないよう、お取引先様とともに取組みを進めます。

取組みにあたっては、経済協力開発機構（OECD）の「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」に基づき、デュー・ディリジェンスを実施します。著しいリスクが発見された場合は、是正および回避に向けた取組みを進めます。

お取引先の皆様には、本方針へのご理解をいただくとともに、責任ある鉱物調達の取組みを要請してまいります。

2023 年 12 月 制定

6. 本ガイドラインの運用

本ガイドラインは、いすゞグループの経営理念および人権方針をはじめとする方針類に加え、労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言、国際人権章典（世界人権宣言および国際人権規約）、国連ビジネスと人権に関する指導原則、OECD 多国籍企業ガイドラインなど、国際的に広く認知されている国際規範やフレームワークを参照し、お取引先の皆さまに遵守いただきたい内容を整理したものです。

<適用範囲>

本ガイドラインは、当社グループが調達するすべての製品・資材・原材料・サービスに関わるお取引先に適用されます。なお、本ガイドラインにおける「従業員」とは正社員、契約社員、短時間労働者、アルバイトなどの直接雇用者を指し、「労働者」とは、直接雇用者に加え、派遣労働者、請負労働者などの間接雇用者を含みます。

<運用のための要請項目>

1) マネジメント体制の構築

本ガイドラインの分野別要請項目に応じた取り組みを推進するために、社内体制を構築し、適切な運用を通じて継続的な改善をお願いいたします。

2) サプライチェーンの管理

本ガイドライン、または本ガイドラインの内容を包含する貴社の方針・規範・ガイドライン類を、貴社の取引先（委託先・下請け企業を含む）に対して周知するとともに、取引先の実態把握に努め、問題が発覚した場合には是正の働きかけをお願いいたします。

また、安定供給や安全・品質を確保し、人権・環境課題などへ対応するために、直接の取引先のみならず必要に応じて上流の取引先や原材料の原産地の情報を収集し、供給する製品・サービスに関するサプライチェーンのトレーサビリティの確保に努めていただきますようお願いいたします。当社グループがこれらの情報提供をお願いした場合、製品やサービスの原材料や取引先の情報の回答に向け最善の努力をお願いいたします。

3) 対応状況の確認

本ガイドラインの対応状況は、当社グループが今後実施するモニタリング調査（自己評価アンケート調査、現地調査、第三者監査など）により確認を行わせていただく場合があります。モニタリング調査はリスクの潜在個所の特定のみならず、模範的取り組みの共有など、継続的な対話・協働を通じたサプライチェーン全体の持続可能性を高めることを目的に実施いたします。

お取引先の皆さまには、活動状況を証明する文書および実施記録を作成し、適切に保管いただくようお願いいたします。また、モニタリングの一環として当社および／または当社が指名した第三者よ

りそれらの文書および記録の開示・共有、施設内への立ち入り調査、労働者への聞き取り調査を行う場合には、ご協力いただきますようお願いいたします。万が一本ガイドラインに反する問題が発生した場合には、迅速に当グループ担当者へご報告頂くとともに、改善に取り組みいただくようお願いいたします。

4) 本ガイドラインへの同意

当社グループは、モノづくりを支えていただいているサプライチェーン全体で、本ガイドラインの遵守に取り組めます。お取引先の皆様には、本ガイドラインを熟読・理解いただき、共に取り組みを推進していただきたいと思います。

本ガイドラインを受け取られたすべてのお取引先の皆さまには、この考えに同意し、供給いただくすべての製品・サービスに関して、本ガイドラインの要請に準ずることの確認として、同意確認書へのご署名、ご提出をお願いいたします。

7. サプライヤーサステナビリティガイドラインの分野別要請項目

1) 法令遵守・企業倫理

(1) 法令遵守および国際規範の尊重

各国・地域の法令を遵守するとともに、国際規範を尊重する。
コンプライアンス徹底のために、方針や体制、ガイドライン・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施する。

(2) 競争法の遵守

各国・地域の競争法を遵守して、私的独占や不当な取引制限(カルテル、入札談合等)、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

(3) 腐敗防止

贈収賄、談合、マネーロンダリング、不正経理、横領等のあらゆる形態の腐敗行為を行わず、また第三者を介してこれら腐敗行為に加担しない。
政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係を保つとともに、不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、ビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭等の授受・供与を行わない。

(4) 個人情報・秘密情報の管理・保護

顧客・第三者・自社従業員の個人情報および顧客・第三者の秘密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。また、サイバーリスクに対する適切な対策を講じ、情報漏えいや被害の発生・拡大を防止する。

(5) 輸出入取引管理

各国・地域の法令や経済制裁に関する法律を含む慣用法に従い、規制される技術・物品等の輸出入を適切に手続き・管理する。

(6) 責任ある鉱物・原材料調達

製品に含まれるスズやタンタル、タングステン、金、コバルトなどの鉱物資源や調達する原材料が、人権や環境へ負の影響を及ぼしていないことを適切な方法で確認する。

- (7) **知的財産の保護・尊重**
自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。

- (8) **偽造部品の排除**
取引先からの納入品に偽造部品や偽材料が混入するリスクを最小化するため、有効な検知プロセスを確立、管理を行う。

- (9) **利益相反への適切な対応**
利益相反が生じる、またはそのおそれがある場合、状況を速やかに報告し、利益相反の回避に努める。

- (10) **通報・相談窓口の整備**
労働者やサプライヤーを含むステークホルダーが、法令違反や人権侵害、安全衛生、不正行為等の懸念を通報・相談するために利用可能で実効性のある窓口を整備する。通報・相談された内容は、速やかに対応する。また、通報・相談した個人の情報は秘密を保持するとともに、通報・相談したことを理由に、通報者・相談者が報復等の不利益を被らないように適切な措置を講じる。

2) 人権と労働者の権利

(1) 国際人権規範の尊重

人権に関する国際規範を支持、尊重する。

これらの国際規範と法規制の要求事項が相反する場合には、法令を遵守しつつ、国際的に認められている人権を尊重する方法を追求する。

(2) 差別の禁止

国籍、人種、民族、年齢、性別、出身国籍、宗教、障がい、性的指向・性自認等を理由とした差別を一切行わず、就業や雇用における機会均等を損なわない。

(3) ハラスメントの禁止

職場における、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、セクシャルハラスメントおよびパワーハラスメントなどのあらゆる形態のハラスメントや、暴力、暴言、身体的・精神的威圧などの非人道的な扱いを一切許容しない。

(4) 児童労働の禁止

各国・地域の法令による就労可能年齢、義務教育終了年齢、または 15 歳のいずれかの内、最も高い年齢に達していない児童の労働を認めない。また、18 歳未満の若年労働者を危険有害労働に従事させない。

(5) 強制労働の禁止

すべての労働は自発的であることおよび従業員が自由に離職できることを保障し、あらゆる形態の強制労働を認めない。

(6) 責任ある採用

関連法令を遵守し、倫理的な慣行に基づいた採用を行う。人材仲介業者を利用する場合は、労働者の権利を尊重する適切な許認可を取得した仲介業者を用いる。

(7) 賃金および福利厚生

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、生活賃金以上の支払いに努める。

- (8) 長時間労働の禁止
従業員の労働時間(超過勤務を含む)および休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守し、適正に管理することで過度な労働時間を禁止する。
- (9) 従業員との対話・協議
従業員の結社の自由（結社しない権利を含む）および団体交渉権を尊重し、従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話を行う。
- (10) 多様性・公平性・包括性
多様な人材の活躍を重要な経営基盤の一つとして位置づけ、人材の多様性を確保・維持するために、一人ひとりに応じた公平な機会を与え、違いを受け入れる包括性をもった社内文化を育むことに努める。

3) 労働安全衛生

- (1) **安全・健康な労働環境**
関連法令を遵守することに加え、職場の安全・健康に対するリスクを特定・評価し、適切な設計や技術・管理手段をもって、労働者の身体的・精神的な安全・健康を確保する。
- (2) **労働災害および疾病**
労働災害および労働疾病を防止するために、事故やトラブル等が発生した際には、発生状況を正しく把握し、適切な対策を講じる。
- (3) **緊急時への備え**
人命および身体の安全を損なう恐れのある緊急時に備え、被害を回避・最小化するために必要な行動手順の作成や安全対策を講じ、職場内に周知徹底する。
- (4) **産業衛生**
人体に有害な影響を及ぼす恐れがある化学物質、騒音、悪臭等に接する状況を特定し、適切に管理する。
- (5) **身体に負荷のかかる作業**
身体に負荷のかかる作業、健康被害を生じる恐れのある作業を特定し、労働災害や疾病の発生を防止するために、適切に管理する。
- (6) **機械の安全対策**
職場で使用する機械や設備に関する危険源を特定し、適切な安全対策を講じる。
- (7) **安全衛生のコミュニケーション**
労働者の安全・健康を損なう恐れのある危険源について、労働者が学ぶことができる教育・訓練機会を、労働者が理解できる言語で提供する。また、労働者が職場の安全に関して懸念や意見を伝えられる仕組みを整備する。
- (8) **衛生設備、食事および住居**
労働者に衛生的なトイレ施設と飲料水を提供する。また、食事や住居を提供する場合は、安全で衛生的な環境を保つ。

4) 環境

(1) 環境法令の遵守

各国・地域の法令を遵守するとともに必要な許認可等を取得・維持し、その運用および報告に関する要請を遵守する。

(2) 環境マネジメントシステムの構築

地球との共生を目指し、2050年の社会が豊かで持続可能な社会であるために、環境に関する全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善することで、環境負荷を抑制する。

(3) 温室効果ガスの排出削減

自社の事業活動に加え、製品・サービスのライフサイクルを通じて、省エネおよび再生可能エネルギーの利用拡大を推進し、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量を削減する。また、いすゞが排出量の報告を依頼した際は、これに応じる。

(4) 大気への排出

大気汚染に関する法令に基づき、大気汚染物質の排出を適切に管理し、排出量を削減する。

(5) 適切な水管理

水使用や廃水に関する法令に基づき、水資源を適切に管理し、効率的に利用することで水使用量を削減する。また、あらゆる廃水は、排出または廃棄前に適切に処理し、汚染物質の排出を防止または削減する。

(6) 資源の効率的・循環的利用

廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、事業活動で使用する資源の効率的・循環的利用を通じて廃棄物最終処分量を削減する。

- (7) **化学物質管理**
人体やその他の生物、環境に対して悪影響を及ぼすおそれがある化学物質を特定し、適切に管理する。製品については、各国・地域の法令で禁止された化学物質を当該国・地域において含有しない。製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行う。
- (8) **生物多様性の保全**
事業活動による周辺環境や生物多様性へ与える影響を把握し、負荷の低減に努める。

5) 安全・品質

- (1) **消費者・顧客ニーズに応える製品・サービスの提供**
消費者・顧客のニーズを把握して、社会的に有用な製品を開発・提供する。
- (2) **製品・サービスに関する適切な情報の提供**
製品・サービスに関する適切な情報を消費者・顧客に提供する。
- (3) **製品・サービスの安全確保**
各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。
- (4) **製品・サービスの品質確保**
品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用する。

6) 事業継続計画（BCP）

- (1) **事業継続計画（BCP）の策定と準備**
災害などの不測の緊急事態に備え、事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）を整備する。

7) 情報開示

(1) ステークホルダーへの情報の開示

財務状況・業績、本ガイドラインに定める分野を含む事業活動の内容などの情報をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

8) 社会貢献

(1) 地域社会との調和

事業所が所在する地域の皆さまから、その地域社会の一員として信頼されるとともに、地域社会の発展に貢献する。また、その国や地域の文化、慣習を尊重し配慮した事業活動を行い、国際的にも良き企業市民としての役割を果たす。

8. 本ガイドラインに関するお問い合わせ先

本ガイドラインに関する不明点等につきましては、本ガイドライン配布元の以下の部署までお問い合わせください。

UDトラックス株式会社 調達部 Purchasing Excellence & Governance (PE&G)

E-mail : function.sustainability@udtrucks.com

9. 改訂履歴

No.	改訂内容	改訂年月
-	新規作成	2014年8月
1	紛争鉱物等への対応の追加	2018年3月
2	構成および内容の全面改訂	2022年12月
3	ガイドライン名称の変更 ISUZU ID 及びいすゞグループ責任ある鉱物調達方針の反映	2024年4月

付属書 いすゞ関連方針類・参考資料

本ガイドラインの策定にあたり、以下のいすゞの方針類と外部資料を参考資料として参照しています。

いすゞ関連方針類

- [ISUZU ID](#)
- [いすゞグループ人権方針](#)
- [いすゞ環境長期ビジョン 2050、2030 環境ロードマップ](#)
- [購買基本理念・購買基本方針](#)
- [いすゞグループ責任ある鉱物調達方針](#)

外部参考資料

- [世界人権宣言](#)
- [国際人権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約）](#)
- [国連ビジネスと人権に関する指導原則](#)
- [国連グローバル・コンパクト](#)
- [国連薬物・犯罪事務所 事業のための腐敗行為防止の倫理とコンプライアンスプログラム：実務ガイド](#)
- [OECD 多国籍企業指針](#)
- [トランスペアレンシー・インターナショナル 贈収賄防止のためのビジネス原則](#)
- [ETI \(Ethical Trading Initiative\) Base Code](#)
- [労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言](#)
- [ILO 労働安全衛生マネジメントシステムに係るガイドライン](#)
- [ILO 公正な人材募集・斡旋に関する一般原則及び実務指針ならびに募集・斡旋手数料及び関連費用の定義](#)
- [ILO 国際労働基準](#)
 - 第 1 号 1919 年の労働時間（工業）条約
 - 第 14 号 1921 年の週休（工業）条約
 - 第 29 号 1930 年の強制労働条約
 - 第 30 号 1930 年の労働時間（商業及び事務所）条約
 - 第 87 号 1948 年の結社の自由及び団結権保護条約
 - 第 95 号 1949 年の賃金保護条約
 - 第 98 号 1949 年の団結権及び団体交渉権条約
 - 第 100 号 1951 年の同一報酬条約
 - 第 105 号 1957 年の強制労働廃止条約

- 第 106 号 1957 年の週休（商業及び事務所）条約
- 第 111 号 1958 年の差別待遇（雇用及び職業）条約
- 第 120 号 1964 年の衛生（商業及び事務所）条約
- 第 131 号 1970 年の最低賃金決定条約
- 第 138 号 1973 年の最低年齢条約
- 第 155 号 1981 年の職業上の安全及び健康に関する条約
- 第 170 号 1990 年の化学物質条約
- 第 182 号 1999 年の最悪の形態の児童労働条約
- 第 183 号 2000 年の母性保護条約
- 第 190 号 2019 年の暴力及びハラスメント条約
- [東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード（第 3 版）](#)
- [SA8000 Standard](#)
- [RBA \(Responsible Business Alliance\) Code of Conduct v7.0](#)

以上

